

「第9回トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」
の議事録（案）

日時：平成31年3月11日（火）14：00～16：00

場所：兵庫県トラック会館 3F 中会議室

（議事次第にそって進行）

【1. 開会あいさつ】（近畿運輸局 後藤自動車交通部次長）

【2. 議題】

1. 第8回協議会の発言要旨について

資料1－1、資料1－2より説明（兵庫陸運部輸送部門岩野首席運輸企画専門
官）

- ・第8回の協議会の概要及び議事録に基づき振り返る。

⇒委員からの発言

（会長）

- ・勤務時間削減の状況を見ていると、同じテーブルについて話をしていくことが重要である。

- ・この調査をしたときは、新約款の届出をされている事業者は少なかったのか？

→当時四割弱だと記憶している。（事務局回答）

（運送事業者）

- ・調査の内容で時間的な問題で言えば、契約を1日でしている場合、1便、2便、3便の間で2、3時間空くことがある。全て拘束時間になっているため、これを削減しようと思えば可能。しかし、それをするると運賃は上がらない。逆に下がってしまう可能性があり、苦慮しているところも多々ある。

（経済団体）

- ・勤務時間の削減について、荷主との交渉がうまくいった事例、行かなかった事例があると思うが、上手くいった事例を展開すれば参考になるのではないかと。

→後ほど、別途後ほど詳しく説明させて頂く。荷主、運送事業者双方で労働条件の改善について問題意識を共有し検討の場を設ける等、そういった形で色々と説明させて頂きたいと思っている。交渉の場をまず持つて頂くのがいいのではないかと。では、どうやって持つて行けるのかというところを後ほど説明させて頂く。

（荷主企業）

- ・世の中は運賃値上げの機運が高まっている中で、中小規模トラック事業者が交渉できるようになったのはいいと思う。結果も伴ってきているので、クロス分析した結果がそれを良く表していると思う。これをどうたたみ掛けるように改善するかはこれからの課題だと思う。

2. 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

トラック運転者労働条件改善事業概要版、**資料2** **参考資料**により説明

(野村総研 名取氏)

⇒委員からの発言。

(経済団体)

- ・パイロット事業として発荷主、着荷主、運送事業者の3者がリードして実施されていると思うが、運送事業者がリードしてされた事例はあるか？

→個々の事例でどこがリード役をしたかというところは即答しかねるが、事例集を見て頂ければ、書いてあるものもある。どちらかと言えば、ガイドラインに記載のあるトラック事業者は問題を抱えており、積極的だったと思う。むしろ、その中で荷主の協力が得られたところを強調している。(野村総研回答)

- ・ここに至るまでの苦労話、こういう話に持つていくための話が一番重要だと思うので教えて頂きたい。

(運送事業者)

- ・運送事業者が運賃交渉のなかで荷主をお願いをし、荷主が理解してくれるところがあって初めて前にすすむ話かと思う。
- ・発荷主、着荷主、中間荷扱い業者とそれぞれ分散しており、なかなか話をまとめにくく難しい。

(荷主団体)

- ・着荷主発信ではなかなかないというのが現状。
- ・運送事業者から提案があった方が受けやすい。荷主としては工場、事業所担当者レベルで話をしているので、運送事業者から現状の把握をし、ガイドラインに記載のあるようなことを議論の場に持ち込んで頂くスキームが良いのではないかな。

(経済団体)

- ・メーカーの方で生産を出荷に合わせるとあったが、倉庫側としてもドライバーで引き取り時間が分かるかどうかでも違ってくると思う。倉庫もタイトで出庫を仮置きする場所が非常に狭いところもある。予約受付システムもあるが、運送会社と倉庫会社で引き取り時間等工夫をすれば、対応ができると思うので、関係を密にしていくことが重要ではないかな。

(労働組合)

- ・ガイドラインは2年間の成果なので、活用していくべき。以前は、荷主に合わせていくべきというところで、運賃や業務内容に口出しできなかったが、時代の流れで働き方改革ということで、運賃だけでなく時短についても機運が高まっており、荷主をお願いしていくツールにしていけば良いのではないかな。

→次年度の取組として予定しているが、ガイドラインの横展開を考えており、事務局から提案させて頂きたいと思うが、後ほどその点について説明させて頂く。

(国土交通省)

- ・これをどう活用していくか。荷主に理解してもらえるかという努力を我々ができるかというところで難しい点もあるが、情報発信だけ、ガイドラインを取りまとめただけで済まないの、考えていきたい。

(厚生労働省)

- ・どこに問題があるか十分に把握することが重要。闇雲に問題点を探そうとしても見つけづらい。こういうところに問題点があるという発見に事例集を活用出来るのではないかと。また、広く周知することによって運送事業者、荷主の共通した認識を持つ機運になればいいと思う。

(トラック事業者委員)

- ・運賃交渉等をして荷主の理解がなければ進まない。業界、ドライバーの環境を理解してもらうということで、ホワイト物流推進運動に期待している。どのように進めて行くか関心を持っており、苦慮しているところ。

3. 協議会における次年度の取組について

資料3により説明（近畿運輸局自動車交通部貨物課長、兵庫陸運部輸送部門岩野首席運輸企画専門官、兵庫県トラック協会から説明）

⇒委員からの発言。

(運送事業者)

- ・物流の環境、ドライバーの環境について、教科書等に掲載されることによって社会的な地位向上がはかれるのではないかと。

(経済団体)

- ・自主行動宣言は各企業が個別に出すことになるのか。提出にあたって制限はないか。手引きはA3（資料3-2）のものになるのか。実際にわかりやすいようにしなければ、作成することも面倒だからやらないというところも出てくると思う。
→自主行動宣言については、各企業のホームページ等に掲載することは可能ですが、面倒だが正規に登録した事業者に対するインセンティブがあるのかというところにあると思う。その点、本省に問い合わせているが、まだ検討中とのことで、いずれまた情報提供したい。

(経済団体)

- ・ガイドラインの事例、対応例はわかりやすく、協議会で発送されることは荷主等参考になると思う。荷主からは物流コストが増えていると聞くが、それが本来の姿に戻るといった意識付けができればと思う。

(荷主企業)

- ・健康経営企業等、水準があり、求められる要求水準をクリアしなければ認証を受けられないということであったと思うが、これは姿勢だけが問われていて、姿勢だ

けがクリアできれば認証されると理解すればよいのか、あるいは実態とそぐわない部分があったときに認証ができないというケースが出てくると理解したら良いのか分からないが、全てクリア出来るか荷主企業としては疑問が残るというのが現状
→頂いた意見は本省に確認したい。

・国民向けの広報だが、問題になっているのは、朝一の荷受けが一番混むので荷受け開始時間を早くしたいが、周辺住民から騒音の苦情で早められないということもあり、理解を求めて頂ければありがたい。

(労働組合)

・運転手不足は年々深刻化しており、人手不足倒産も増加傾向にあり、是非5年といわずスピード感をもって取り組んで頂きたい。

4. その他について

資料4、5により説明（近畿運輸局自動車交通部貨物課長、兵庫労働局から説明）

⇒本協議会全体を通しての行政からの意見等。

(経産局委員)

横展開について、過去に協議会で聞いているかもしれないが、毎年11月に下請け取引推進月間で親事業者に参集いただいて、下請代金法の周知をはかっている。そういった場を通じてガイドラインの周知についても申し出頂ければ場を設けることもできると思う。また、普段、下請代金法に基づく立ち入り検査をしているので、そういった場で単に検査するだけではなく、説明、周知をしているので、そういったところでガイドラインの周知もできると感じている。

(労働局委員)

働き方改革関連法案の4月の施行に向け周知啓発、支援に取り組んでいく予定。トラック運転者に関して5年間の猶予があるが、罰則付きの長時間労働の上限規制が適用される。5年はあっという間に過ぎると思う。この5年間、改善にむけたハンドブックを活用して周知を図りながら機運を高める取組をすすめていきたい。長時間労働は健康障害の問題、特にトラック運転者は過労死等が一番多い職種と言われている。健康問題の観点からも長時間労働の改善は重要と考えている。また、労働災害が増えている。物流関連の事故が増えていることから事故防止についても並行して進めていかなければならないと考えている。今後も、働き方改革、労働災害防止の両輪で取り組んでいきたいので、ご支援、ご協力をお願いしたい。

(運輸局委員)

本日はご議論ありがとうございました。先程、運転者の給与を上げなければならぬという話をしたが、会長がおっしゃった社会的地位の向上も非常に重要と考えて

いる。バスの話で恐縮だが、福岡の市でバス運転者がいないのでコミバスをやめるということがあったが、市の広報でバス運転者を募集した。兵庫県では宍粟市さんでも同じようにされていると思うが、広報に載るような仕事は非常に重要な仕事だという受け取り方をされるので、ホワイト物流もテレビや雑誌に取り上げられるのも良いが、県や市町の広報に載せていただくのも考えてもいいかもしれないと思う。

（運輸支局委員）

本日は大変お疲れさまでした。聞かせて頂くと、人材不足、これがきわめて深刻な状況であると認識しています。もはや運送事業者の努力だけではどうにもならないというところまで来ていると感じている。これを少しでも改善していくためには今日の協議会も含め荷主団体をはじめ経済界、そして全国の国民の皆様の理解を得ることが必要な状態というふうに考えております。今後は広く広報をしていきたいと考えている。また、働き方改革関連法が今年から施行されていますが、この機会を上手く活用して頂き、改善に取り組んで頂きたいと思います。それから、最後、一番最後の方です。分散引っ越しにご協力をお願いしますということで、チラシを付けさせて頂いていますが、国土交通省、それから都道府県トラック協会様あわせて付けておりますが、今月1日からやや混雑が予想される、16日から混雑から混雑が予想されます、23日からは特に混雑が予想されますという格好になっている。春先においては進学、就職、それから人事異動などにより引っ越しのピークを迎えます。運送事業者の手配が困難となる状態になる。可能な限りピークを避けて頂きますように各経済団体の皆様方におかれましては、傘下企業様にご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

（小谷先生）

本日はガイドライン、パンフレット、ハンドブック等、多様なツールを作成して頂いたし、着々と法整備も進んでいる。自主運行という形で企業も含めた推進運動も展開されようとしている。非常に多様な政策が展開されている。目標は同じなのでこれらバラバラではなく、是非とも手段等うまく連携していただき、調整していただき、パッケージ化していただき、これから限られた時間、あまり残されていないので、目標にいち早く達成するように皆様方にご努力頂きたいと思います。また、この協議会も引き続き地域の特有の課題も踏まえながら同じ目標に向かって皆様と議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。